

厚生労働大臣の定める掲示事項

2026年6月1日

公益社団法人 薩摩郡医師会 薩摩郡医師会病院

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2.入院基本料に関する事項

- 一般病棟では、入院患者様10人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
※なお、時間帯ごとの看護配置については、各病棟の掲示をご覧ください。
当院は、患者の負担による付添看護は一切していません。

3.入院時食事療養（Ⅰ）（九州厚生局への届出事項）

- 当院は、入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
（配膳時間：朝食8時、昼食12時、夕食18時）

【入院時1食当たりの負担額】

区 分	負担額
(1) 一般の方	550円
(2) 住民税非課税の世帯に属する方（(3)を除く）	270円
(3) (2)のうち、所得が一定基準に満たない方など	130円

4. 「屋内禁煙」に係る院内掲示

- 医療の一部については、保険診療を行うために屋内禁煙または敷地内禁煙が必須の事項となりました。

敷地内全面禁煙



薩摩郡医師会病院は敷地内全面禁煙です。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

5. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行

- 医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
- 公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。
- 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

6. 医療安全管理対策の取組に関する事項

- 医療法第6条ならびに医療法施行規則第1条に基づき、病院として患者様が安心できる医療環境において、安全な医療を適切に提供するという深い認識のもと、医療安全管理対策委員会を設置し、医療安全管理対策に取り組んでいます。
- 医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室や関係部署と連携・協力してお受けします。受付窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

7.院内感染防止対策の取組に関する事項

患者様やご家族、当院の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。感染防止のため、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【実施している感染対策】

● 院内感染対策に係る体制

院長を最高責任者と定め、「感染対策委員会」を設置し、病院全体で感染対策に取り組んでいます。

● 院内感染対策の業務内容

全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「感染管理マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

● 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

● 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者様の状態改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、当院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

● 感染対策連携

「感染対策向上加算2」の診療報酬を算定しており、川内市医師会立市民病院との感染対策連携を取っています。

8.特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

【特別室（差額病床）の料金・設備等一覧】

- 特別室の料金・設備等は、別掲「薩摩郡医師会病院 特別室（差額ベッド）のご案内」のとおりです。

※インターネット（Wi-Fi）利用について

ご利用は無料ですが、24時間安定したインターネット接続を保障するものではありません。ネットワークへの過負荷等により不具合が発生する場合があります。予めご了承ください。

9.保険外負担に関する事項

以下の項目について、その使用料・利用回数に応じた実費（消費税込価格）の負担をお願いします。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切しておりません。

【設備使用料金】

区 分	内 容	
テレビカード（テレビ・冷蔵庫用）	1枚につき	1,000円
洗濯機	1回につき	100円
乾燥機	1回につき	100円

※入院に必要な日用品は、院内の売店でお求めください。

その他、病棟特有の日用品については、看護師にお問い合わせください。

【文書の発行に係る料金】

文書の発行に係る料金について、別掲「A.証明書類の交付料金」のとおりです。

【予防接種の料金】

予防接種の料金について、別掲「B.予防接種」のとおりです。

【診療情報の提供に係る料金】

診療情報の提供に係る料金について、別掲「C.診療録等の開示手数料」のとおりです。

10.面会について

院内における感染予防の観点から療養環境の安全を確保するとともに、患者の精神的安寧と早期回復を願い、ご家族や知人との交流を尊重するための運用を定めています。

【面会時間】

各病棟のナースステーションで必ず申出を行ってください。

- 平日 14:00～18:00
- 土曜日 9:00～12:00

※ 急を要する場合であって、入院患者の担当医師が面会相当と認める際は、この限りではありません。

【面会時のルール】

面会者は、他の患者の療養の妨げにならないよう、以下の事項を遵守してください。

- 静粛を旨とし、他の患者、病院職員に迷惑をかけないように努めてください。
- 面会は、1日1回2人までとし、面会時間は30分までとします。
- 面会人は15歳以上の者とし、幼児を伴っての面会は禁止します。

【制限事項】

病院側の判断で制限またはお断りをする場合があります。

- 患者様の意思 : 患者様本人が面会を希望しない場合。
- 診療上の理由 : 回診、処置、リハビリテーション実施時。
- 安全管理上の理由 : 泥酔者、不審な挙動、他の患者への迷惑行為が認められる場合。

■薩摩郡医師会病院 特別室（差額ベッド）のご案内

- 療養生活を快適な環境の中で過ごして頂くため、下記の特別個室をご用意しています。ご利用をご希望の方はお申し出ください。
- 看護職員との打合せによりご利用の室が決まりましたら、別途ご用意しています。「特別個室利用申込書」のご記入をお願いいたします。

区分	料金 1 日/ (税込) 円	設 備	室 数	病室番号	1 人当り面積 (㎡)
個 室	11,000	洗面台、浴室、トイレ、 台所、ソファ、 応接セット	2	230 315	15.8 20.2
	5,500	洗面台、浴室、トイレ、 応接セット	3	223 300,301	14.5 19.7,19.6
	2,640	洗面台、トイレ	3	322,325,327	8.7,9.3,9.4
	2,200	洗面台、応接セット	13	201,202,203, 205,206 302,303,305, 306,307,308, 310,311	10.7,10.9,10.7, 11.2,10.7 14.9,14.8,15.9, 16.2,16.1,15.9, 15.9,17.8
	1,540	応接セット	5	320,321,323, 326,328	12.6,11.4,12.0, 12.1,12.2

※ 2 から始まる病室番号は 2 階病棟、 3 から始まる病室番号は 3 階病棟です。

A . 証明書類の交付

1 診断書・意見書	1通/ (税込) 円
① 普通診断書	2, 200
② 保育園・学校提出用診断書	2, 200
③ 年金診断書	3, 850
④ 恩給診断書	5, 500
⑤ 介護認定診断書	2, 200
⑥ 適否意見書	1, 650
⑦ 労災用診断書	4, 500
⑧ 医薬品副作用被害救済制度診断書	5, 500
2 健康診断書 (検査料金は別途算定)	
① 健康診断書	3, 300
② 身体検査書	3, 300
③ 障害者手帳用診断書	3, 300
3 証明書	
① 入院証明書 (入院期間のみ記載)	1, 100
② 入院証明書 (期間・症状記載)	2, 200
③ 通院・受療証明書 (期間のみ記載)	1, 100
④ “ (期間・症状記載)	2, 200
⑤ 医療費領収証明書	1, 100
⑥ 医療費明細証明書	1, 650
4 民間保険会社・自賠責関係	
① 診断書・証明書・経過書	5, 500
② 簡易保険調査表	5, 500
③ 面談料 (医師面談、30分毎)	5, 500
④ 死亡診断書	5, 500
5 市町村等助成金・保険関係	
① 診断書	2, 200
② 障害者助成金等証明書	110
6 死亡診断書・死体検案書	
① 死亡診断書・死体検案書	2, 200
② “ (2通目以降)	1, 100
③ “ (「写」の交付)	1, 100
7 警察関係	
① 診断書・経過書	5, 500
8 裁判関係	
① 診断書	11, 000
② 診断書 (鑑定等複雑なもの)	22, 000

B. 予防接種

区 分	1 回/ (税込) 円
インフルエンザ	4,500
新型コロナウイルス感染症	15,600
肺炎球菌	11,560
MR (麻疹、風疹混合)	9,600
日本脳炎	6,760
B C G	6,480
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	6,280
水痘 (みずぼうそう)	8,130
A 型肝炎	7,340
B 型肝炎	5,510
破傷風トキソイド	4,810
狂犬病	15,610
带状疱疹 (生ワクチン)	8,600
带状疱疹 (不活化ワクチン)	22,000
R S ウイルス	26,000

C. 診療録等の開示手数料

区分	内容	(税込) 円
ア 開示請求手数料	1 件あたり	1,100
診療録の閲覧	1 回 (30 分) あたり	
イ 診療録「写」の交付	1 枚あたり	40
ウ 診療報酬明細書「写」の交付	1 枚あたり	30
エ 撮影画像「写」の交付		
① 半切フィルム	1 枚あたり	320
② B4 フィルム	1 枚あたり	200
③ CD-ROM	1 枚あたり※	580
※ 1 診療および 1 撮影方法あたり (診療 = 初診料・再診料算定したときの 1 入院)		
オ 電磁的記録の交付		
① 用紙に出力したものの交付	1 枚あたり	30
カ 口頭による説明	1 回 (30 分) あたり※	3,500
※ 30 分を超える場合は、15 分毎に 2,000 円加算。		
キ 要約書の交付	1 枚あたり	5,800

■ 厚生局長への届出事項

次に掲げる事項について、厚生労働省の定める施設基準に適合しているとして、届け出ています。

- 1 急性期一般入院基本料 4
 - ※入院診療計画
 - ※院内感染防止対策
 - ※医療安全管理体制
 - ※褥瘡対策体制
 - ※栄養管理体制
 - ※意思決定支援体制
 - ※身体的拘束最小化体制
- 2 救急医療管理加算
- 3 診療録管理体制加算 1
- 4 急性期看護補助体制加算
- 5 看護職員夜間配置加算(1.6対1配置加算 1)
- 6 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- 7 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- 8 検査・画像情報提供加算
- 9 電子的診療情報評価料
- 10 重症者等療養環境特別加算
- 11 口腔管理連携加算
- 12 感染対策向上加算 2(サーベイランス強化加算)
- 13 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3
- 14 データ提出加算 1
- 15 医師事務作業補助体制加算 1(5.0対1)
- 16 入退院支援加算 1(入院時支援加算)
- 17 身体的拘束最小化推進体制加算
- 18 認知症ケア加算 2
- 19 せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 20 協力対象施設入所者入院加算

- 21 地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア入院医療管理料 1
※看護職員配置加算、看護補助者配置加算
※看護補助体制充実加算、看護職員夜間配置加算
- 22 入院時食事療養(Ⅰ)
- 23 救急外来医学管理料 3
- 24 開放型病院共同指導料
- 25 がん治療連携指導料
- 26 薬剤管理指導料
- 27 在宅療養支援病院 3
- 28 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 29 在宅がん医療総合診療料
- 30 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する
- 31 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 32 検体検査管理加算 (Ⅱ)
- 33 神経学的検査
- 34 CT 撮影及び MRI 撮影
- 35 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 36 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 37 胃瘻造設術(第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に規定する手術)
- 38 輸血管理料 (Ⅱ)
- 39 輸血適正使用加算
- 40 麻酔管理料(Ⅰ)
- 41 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- 42 入院ベースアップ評価料
- 43 看護職員処遇改善評価料

(※は、一般病棟入院基本料の添付書類として提出)

(医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 5 及び 6 に挙げる手術の施設)

■医師・看護師の負担軽減への取り組み

【医師の負担軽減】

1.	看護業務	4.	その他
1)	初診時の予診の実施	1)	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
2)	静脈採血等の実施	2)	勤務間のインターバル
3)	入院の説明の実施	3)	予定手術日の業務内容に対する配慮
2.	薬剤業務	4)	当直翌日の業務内容に対する配慮
1)	薬の説明や服用の指導	5)	医師の増員
3.	各職種		
1)	検査手順の説明の実施		

【看護師の負担軽減】

1.	看護助手業務	6.	栄養業務
1)	療養上の世話 排泄、食事介助・保清・リネン交換・環境整備	1)	外来栄養指導患者の案内
2)	夜勤業務の補助	2)	配茶業務の中央化
3)	人事管理補助	3)	下膳車の導入
4)	物品管理(SPDの導入)	4)	NSTカンファレンスの専門的な情報提供
5)	勤務作成ソフトの導入	7.	診療情報管理室
2.	薬剤業務	1)	退院患者の看護記録の整理
1)	持参薬の確認	2)	電子カルテ不備のチェック
2)	与薬カート準備業務	8.	医事科
3)	薬剤の運搬	1)	地域包括ケア病室適応者の助言
3.	検査業務	2)	各種データ及び診療報酬の情報提供
1)	検体の搬送及び(採血)	3)	入院案内の説明
2)	生理機能検査患者の送迎	4)	外来部門の書類作成
3)	健診者の採血	5)	各種指導料の実施記録の不備チェック
4.	放射線業務	9.	総務
1)	撮影結果の伝達	1)	1.看護職員・助手の確保
2)	画像撮影患者の送迎	2)	2. 電子カルテのメンテナンス
5.	リハビリ業務	3)	3. 看護備品の修理、購入手配
1)	リハビリ患者の送迎	4)	4. 外来待合椅子の消毒
2)	退院支援	5)	5. 入院患者洗濯物の受け渡し
3)	嚥下機能訓練	10.	その他
4)	体重測定	1)	1.看護補助者の増員(技能実習生の採用)

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

- 厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者様の負担を軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明します。

一般名処方加算

- 後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）※を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方等した際は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

- 患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋の交付を行います。

電子的診療情報連携体制整備加算

医療 DX 推進体制整備について、以下の対応を行っています。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行っています。
- マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。
- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- マイナ保険証使用率（30%以上）
- マイナポータル of 医療情報に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しています。
- 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークを活用する体制を有しています。

口腔管理連携加算（歯科医療機関との連携による口腔管理）

入院患者様に対し、治療に伴う口腔内の合併症（誤嚥性肺炎、感染症）を予防し、安全に治療を進めるために歯科医療機関と連携した口腔機能管理を推進しています。

● 歯科連携体制

患者様の口腔状態に応じて、以下の歯科医療機関等と緊密な連携をとっています。

【連携先（歯科訪問診療を行う）歯科医療機関】

○尾形歯科医院

○福岡歯科医院

● 口腔管理の目的

入院治療中のお口の健康を保つことで、感染症リスクを抑え、全身状態の改善や早期回復を目指します。必要に応じて、当院より歯科医療機関への情報提供を行い、専門的な口腔ケアを依頼します。

● 費用の算定について

当院は、厚生労働省の定める施設基準を満たしており、歯科医療機関と連携して口腔管理を行う体制を整えることから、「口腔管理連携加算」を算定しています。

身体的拘束最小化への取り組み

当院では、患者様の尊厳を保持し、安全な医療を提供するため、身体的拘束を最小化する体制を整えています。

- 身体的拘束は、生命の危険があるなど緊急やむを得ない場合に限り、医師の判断のもとで最小限の期間・範囲で実施します。
- 実施にあたっては、ご本人やご家族に理由を説明し、同意を得るよう努めます。
- 常に代替案（身体拘束をしない方法）を検討し、早期の解除に向けた多職種による評価を毎日行います。

【身体的拘束の実施割合】

○対象期間：令和8年2月～令和8年4月

○実施割合：0.29%

協力対象施設入所者入院加算

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において、療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下のとおりです。

【協力対象施設一覧】

立志クリニック介護医療院	介護医療院
ほのぼの苑	養護老人ホーム
アルテンハイム鶴宮園	特別養護老人ホーム
さつま園	特別養護老人ホーム
ほたるの里	介護老人保健施設
おおむら園	地域密着型特別養護老人ホーム
つきみ園	特別養護老人ホーム
せせらぎ	小規模多機能ホーム
よかよかん	小規模多機能居宅介護事業所
あかつき	認知症対応型共同生活介護
とうごう苑	特別養護老人ホーム

ベースアップ評価料（医療従事者の賃上げに伴う診療報酬の算定）

医療従事者の処遇改善（賃上げ）を実施するため、以下の点数を算定しています。

- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料

診療報酬は、看護師、コメディカル、事務職員等の賃金の改善に充てています。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。